

所沢市教育ネットワークホームページ管理運用規程

1 作成の目的

所沢市立小中学校にあっては学校の教育活動について理解を得るため、学校・学級・個人等の活動内容の紹介を行うとともに、市内児童生徒の学習の支援を目的とする。

また、所沢市立教育センター（視聴覚センターを含む）は、各事業の紹介および研修研究内容を公開し、学校教育と生涯学習の振興に資することを目的とする。

なお、不特定多数の閲覧を前提とするが、内容の対象は、保護者・児童生徒・卒業生・教育関係者とする。

2 作成者

学校長は学校のホームページを作成する。また、教育センター所長は教育センターのホームページおよび教育ネットワーク全体に関わるページを作成する。

ただし、学校長または所長（以下所属長という）の指示を受けたものが作成した場合は、外部に公開する前に所属長の承認を得なければならない。

3 公開場所

ホームページの公開場所は所沢市教育ネットワーク(tokorozawa-stm.ed.jp)内とし、補助的なホームページをドメイン外には作成しないものとする。

3 作成内容

ホームページの作成と公開にあたっては、プライバシーポリシーを遵守するとともに、以下の点に留意する。

（公開しないもの）

- （1）氏名・住所・電話番号・生年月日・個人写真など、個人が特定できるもの。
- （2）個人のメールアドレスやホームページアドレス。
- （3）学業成績・健康診断などの個人の記録等。
- （4）個人が特定できる児童生徒の写真。

（保護者と児童生徒本人の承諾を得て公開するもの）

- （5）大会およびコンクール等の個人の記録や成果。ただし、学年・学級・性別・氏名等と組合わせて個人が特定できる掲載の仕方は行なわない。
- （6）PTA・後援会等の活動で、個人が特定できる記述や写真。

（公開するもの）

- （7）授業、学級活動、学校行事での写真や校外学習、クラス紹介、委員会活動・クラブなどの様子を伝える写真。ただし、個人が特定できるものを除く。
- （8）教育センターにあっては、研究紀要で公開しているもの。ただし、本人の申し出が合った場合はその意向に可能な限り沿うものとする。

（その他）

- （9）その他の内容や写真の掲載については、プライバシーポリシーおよび各種法令に

従い適正に判断する。

4 写真の公開

(肖像権の保護)

- (1) 個人の肖像が特定できる写真は公開しない。
- (2) 肖像が特定できないよう画像処理を施す場合は、閲覧者や本人に不快な思いを与えない方法と程度で行う。
- (3) 前項の画像処理をもってしても肖像が特定できる写真は公開しない。
- (4) 表示されている画像を他のソフトに貼付け、実際に転送される画像サイズを点検するなど、写真の公開にあたっては事前の点検を十分に行なう。注1

5 著作権保護

(著作権の保護)

- (1) 各ページの内容および写真等の著作権は、原則として作成した学校または教育センターが有する。
- (2) 児童生徒の作品の著作権は製作者本人に帰属する。作品の写真についても、本人の了解を得たのち公開する。
- (3) 著作物をホームページに使用するとき、著作権者が定める方法と内容で許諾を受けた後に使用するなど、著作権保護に十分留意する。

6 管理情報

職員以外に接続用のユーザー名、パスワード、サーバー情報が漏洩することのないよう厳重に管理する。また人事異動に対処するため、パスワードは年度当初に変更する。

7 その他

- (1) 作成目的以外の内容をホームページに掲載しないものとする。
- (2) P T Aおよび後援会等のページは、学校長が必要と認めた範囲内で作成することができる。ただし作成の主体は学校とし、学校長の管理のもとに作成する。
- (3) 他のホームページへのリンクを設定する場合は、ページ内または枠内に取り込むことがないようにする。
- (4) 本規定により教育ネットワークや児童生徒・保護者及び職員に不都合が生じた場合には速やかに規定を見直し、変更があった場合は職員への周知徹底を図る。

注1 一般的な上限の画像サイズは 640×480 ピクセル程度である。